

財務省告示第二十五号

関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）第七条の三第七項の規定に基づき、同法別表第一の六に掲げる物品について、平成二十二年度の初日から平成二十二年十二月三十一日までの輸入数量を同表の各項ごとに合計した輸入数量を次のように告示する。

平成二十三年一月三十一日

財務大臣 野田 佳彦

関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）別表第一の六に掲げる物品の平成二十二年度の初日から平成二十二年十二月三十一日までの輸入数量を同表の各項ごとに合計した輸入数量は、次の表の上欄に掲げる同法別表第一の六の項の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる数量とする。

関税暫定措置法別 表第一の六の項名	輸 入 数 量
一	〇トン
二	〇トン
三	一・七二トン
四	二〇、三三四トン
五	一、二三七トン

二	二	二四二トン
一九	六	六四四トン
一八	八	一三、一四八トン
一七	七	七二、一一六トン
一六	七	一〇、六九四トン
一五	八	一、三三二トン
一四の二	七	三八〇、五一七トン
一四	七	一、〇五八、二六三トン
一三	七	四、〇二五、九六七トン
一二	七	四九、九七七トン
一一	七	三、一七五トン
一	七	四、三三三トン
九	七	三三、〇七三トン
八	七	一・一三トン
七	七	一一・六三トン
六	七	九トン

二九	五五五トン
二八	六トン
二七	七、四九六トン
二六	三、三一一トン
二五	トン
二四	一八トン
二三	三、五四一トン
三三	四三五トン
二二	二二、〇七七トン